

掛川市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成27年2月2日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月2日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3329	海洋公園北線	千浜字北153-2 国安字平木402-1	平成27年2月4日